令和９年度用

新宿区学童クラブ「定期利用」のしおり

子ども総合センター子育て支援課

１ はじめに

学童クラブは、就労等をされている保護者に代わり児童指導員等が生活指導等を行います。放課後の生活拠点を学童クラブで提供し、子どもたちがのびのびと安心して過ごせるよう配慮しています。また、異年齢の子どもたちの集団生活や遊びをとおして、心身ともにバランスのとれた成長ができるよう、自立に向けた指導を行っています。

２ 学童クラブ「定期利用」の運営について

（利用対象）

区内在住または区立小学校に在籍し、保護者が就労等により月曜日から土曜日の間で週３日以上、正午以降午後６時までで、通勤時間等を含み４時間以上不在である小学生。

※ 3年生までの児童(障害等のある児童は6年生まで)は、定員を超えていても利用できます。

※ 4年生以上の児童は、定員に空きがあった場合のみ、優先度の高い児童から受け入れます。

（利用期間）

学童クラブの利用期間は、令和９年４月１日（木）（または利用を始めた日）から令和１０年３月３１日（金）まで（日曜・祝日を除く）となります。翌年度も利用を希望する場合は新たな申請が必要です。

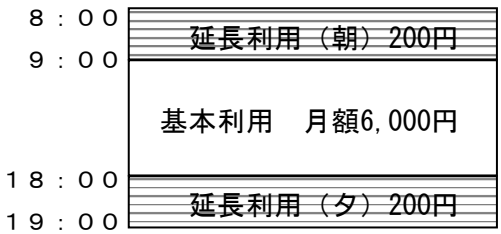
※　１２月２９日～１月３日は、お休みです。

（利用時間等）

月～金曜日（祝日を除く）	基本利用：放課後～午後６時　／　延長利用：午後６時～午後７時
土曜日（祝日を除く）・ 振替休業日・ 長期休業期間中（月～金）	基本利用：午前９時～午後６時 延長利用：朝延長 午前８時～午前９時／夕延長 午後６時～午後７時

（利用料金）

- 基本利用料…月額６，０００円



※ 同一世帯に新宿区学童クラブに定期利用児童が２人以上いる場合、２人目以降の基本利用料は月額4,000円になります。

※ 上記減額のための特別な手続きは必要ありませんが、きょうだいが別々の学童クラブを利用する場合のみ、子ども総合センター子育て支援課児童館運営係までお申し出ください。

※ なお、利用児童が世帯で１人になった場合、上記減額は解除されます。

※ 長期にお休みする場合、休止届の提出がなく利用登録されていると利用料がかかります。

- 延長利用料…１回当たり２００円（月上限２，０００円）※申請が必要です。

	基本利用時間	延長利用時間
学校のある日	放課後より午後6時	午後6時より午後7時
学校のない日	午前9時より午後6時	午前8時より午前9時／午後6時より午後7時
急に延長利用を希望する場合や延長利用をキャンセルする場合 ・朝の延長利用　⇒前日の午後７時まで（日曜・祝日を除く） ・夕方の延長利用⇒当日午後６時（延長利用が始まる前）まで		

（利用料の免除）

生活保護受給世帯、非課税世帯等の方は、申請により利用料を免除する制度があります。**承認された場合、申請書を提出した月から免除となります。前年度に免除承認されている場合も、改めて申請が必要です。**

3 生活について

（登所・降所）

特別な事情のないかぎり、学校から直接登所してください。新入生も自分で通えるようにご家庭でご指導をお願いします。ひとりで通うのが難しい場合は支援者を依頼してください。

学校から学童クラブ、学童クラブから自宅の経路については、学校の通学路や同方向に帰る子どもたちの有無等を考慮して、決まった経路を通るようにご家庭での指導をお願いします。学童クラブでも、地域によっては複数でまとまって帰るよう指導をしています。

（欠席・早退等）

欠席、早退等の場合は、必ず保護者が学童クラブに連絡してください。

（遊び）

遊びは学童クラブでの生活の中心です。異年齢集団である学童クラブの特性に配慮しながら、少人数での遊び、集団遊び、屋外での遊びなど、子どもたちの状態に合わせて工夫しています。

また、児童館や子ども家庭支援センター内、学校内等で学童クラブを運営していますので、学童クラブ児童以外の子どもたちとの交流も図れます。

（生活指導）

家庭と協力して、基本的生活習慣の習得を援助していきます。

（学習）

学童クラブでは、学習指導は行いませんが、宿題をしたいという子どもたちへの配慮はできるだけ行っていきます。また、学校長期休業期間中（夏休み等）は、日課の中に学習時間を組み込んで子どもたちが学習に取り組めるように声かけをしています。

（おやつ）

遊びの合間に、エネルギー補給、生活体験、子どもたちの交流の機会として、おやつの時間を設けています。

アレルギー「有」の場合は、利用前に保護者におやつの提供について確認をさせていただきます。

ただし、調理師や看護師が不在のため、アレルゲン完全除去食の提供はできません。

（学校が休みのとき、給食のないときの昼食）

お弁当をご用意ください。（学校休業期間、始業式、終業式、修了式には、ご家庭からご持参いただくお弁当等に代わる選択肢の一つとして、民間のお弁当配送業者による配送サービスを利用することもできます。）

（病気のとき）

① 集団での生活をする学童クラブでは、感染症の場合は学校の登校基準と同じ扱いをします。医師の許可が出るまで、学童クラブをお休みさせてください。

② 学童クラブにいる間に、お子さんが不調を訴えたり発熱したりした場合は、状態により保護者にお迎えに来ていただくことがあります。

（ケガをしたとき）

① 指導員が応急手当できる程度のケガの場合は手当てし、連絡帳等で状況をお知らせします。

② 緊急に病院に連れていかなくてはならないケガの場合は、保護者に連絡の上、基本的には指導員が近くの医院または救急病院に連れていきます。

（塾・習い事等について）

① 学童クラブに出席後、外出し、戻ってくる「中抜け」については、塾・習い事・児童館行事に限り、保護者による事前申請があった場合に対応します。

② 「中抜け」を希望する方は、日時、行先、出発時間、戻り時間の詳細を事前にお知らせください。

③ 延長時間前に戻れるよう調整をお願いします。

（持ち物について）

① 学校に持って行ってはいけないものは、学童クラブでも原則として禁止しています。

② ご家庭での持ち物の確認（紛失している物はないか、見慣れない物が混ざっていないか）をお願いします。

③ 携帯電話については、学校の規則に準じます。

（非常災害時等の対応）

地震、火災などが発生した場合には、保護者または引取代理人のお迎えがあるまで学童クラブ、避難場所にて保護します。なお、避難場所については各学童クラブよりお知らせします。また、学童クラブでは緊急時（警報発令、犯罪発生等）に子どもの安全確保のために保護者のお迎えを必要と判断した場合、入退室管理システム「安心でんしょばと」のメッセージ機能または電話でご連絡します。

4　家庭と学童クラブとの連絡

保護者と協力して子どもたちの育成をしていくため、次のことを行っています。

（保護者会）

子どもたちの様子や学童クラブの運営、行事等について話し合います。

（個人面談・個別相談）

お子さんのことについて保護者と職員がより理解を深めるために行います。定期的に行うほか、相談したいことがあるときには随時行います。小さなことでも、気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

（入退室管理システム「安心でんしょばと」）

利用予定（出欠席）の連絡は、入退室管理システム「安心でんしょばと」をご利用ください。

（連絡帳）

中抜け等の連絡のほか、家庭や学童クラブでのお子さんの様子も保護者と指導員が伝え合います。

（クラブだより）

子どもたちの様子、月間計画、おやつメニュー、保護者会、行事の予定等をお知らせします。

5　学校と学童クラブとの連絡

年間計画やおたよりの交換等を行い、相互の理解を図っています。担任の先生に、学童クラブを利用している旨をお伝えください。また、利用を辞退した場合も担任の先生にお知らせください。

6　保険について

新宿区では、各学童クラブで傷害保険に加入しています。（保険の内容については各学童クラブにお問い合わせください。）

ただし、大学病院など200床以上の高度な専門医療機関で受診する場合は、初診時特定医療費の自己負担があります。

7　届け出事項

次のような場合は、速やかに各届け等の提出をお願いします。

- **学童クラブ申請事項変更届　⇒**　住所・学校・氏名・電話番号・保護者の連絡先が変更になったとき
- **学童クラブ申請事項変更届及び就労証明書　⇒**　保護者の就労先や就労状況が変更になったとき
- **理由書　⇒**　利用区分を変更したいとき、学童クラブを変更したいとき
 （例：定期利用から学校休業利用、定期利用からひろばプラスへ変更したいとき）
 （例：○○学童クラブから△△学童クラブへ変更したいとき）は加えて理由書をご提出ください。
- **学童クラブ利用辞退届　⇒**　年度の途中で学童クラブを必要としなくなったとき
- **学童クラブ利用休止届　⇒**　下記**【休止理由一覧】**の①～⑥のいずれかの理由により、９０日を限度として、学童クラブの利用を休止したいとき
- **学童クラブ利用休止申請書　⇒**　下記**【休止理由一覧】**の①、③、⑥のいずれかの理由により、９０日を超えて、学童クラブを利用することができないとき

【休止理由一覧】

① 学童クラブ登録児童が疾病、入院等により長期に学校を休むとき
② 学童クラブ登録児童が学校長期休業中に帰省することにより長期不在になるとき
③ 学童クラブ登録児童の保護者が産前産後休暇を取得することにより家庭での保育が可能なとき
④ 学童クラブ登録児童の保護者の勤務時間が短縮になることにより一定期間家庭での保育が可能なとき
⑤ 学童クラブ登録児童が自立に向けた準備をするとき
⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、相当な理由があるとき

※　**登録している月に、実際の利用がない場合（出席しなかった場合）でも利用料がかかります。**
※　年度途中で定期利用を必要としなくなった場合は、その月の前月末までに「学童クラブ利用辞退届」をご提出ください。
※　学童クラブ利用休止は、該当する月に休止していない日が１日以上あった場合（実際の利用がなかった、出席しなかった場合を含む）でも利用料がかかります。
※　年度途中で休止する場合は、前月末までに「学童クラブ利用休止届、学童クラブ利用休止申請書」をご提出ください。

【 新宿区学童クラブ一覧 】※令和9年4月時点（予定）

学童クラブ名称	定員	住　　所	電　　話	児童指導業務受託事業者
信濃町	81	信濃町 20 信濃町子ども家庭支援センター内	3357-7166	(株)ポピンズエデュケア
本塩町	60	四谷本塩町 4-9 本塩町児童館内	3350-1456	(株)ポピンズエデュケア
四谷第六小学校内	65	大京町 30 四谷第六小学校内 大京町 26-51 アズミュージック新宿御苑	3357-7891	(株)ポピンズエデュケア
花園小学校内	56	新宿 1-22-1 花園小学校内	3354-8507	(株)東急キッズベースキャンプ
北山伏	120	北山伏町 2-17 北山伏児童館内 北山伏町 2-12 北山伏特別養護老人ホーム内	3269-7196	ライクキッズ(株)
細工町	124	細工町 1-3 子ども家庭部細工町事務所内	5261-5200	(社福)新栄会
東五軒町	170	東五軒町 5-24 東五軒町児童館内 東五軒町 5-19	3269-6895	(株)ポピンズエデュケア
榎町	51	榎町 36 榎町子ども家庭支援センター内	3269-2600	(株)テンダーラビングケアサービス
薬王寺	113	市谷薬王寺町 20-40 薬王寺児童館内	3354-5615	ライクキッズ(株)
早稲田南町	100	早稲田南町 50 早稲田南町児童館内 喜久井町 20 牛込第二中学校内	5287-4321	(社福)新栄会
鶴巻小学校内	49	早稲田鶴巻町 140 鶴巻小学校内	3205-4602	(株)東急キッズベースキャンプ
富久小学校内	62	富久町 7-24 富久小学校内	3358-9071	選定中
富久町	46	富久町 22-21 富久町児童館内	3357-7638	(社福)新栄会
余丁町	38	若松町 16−2 BENTENinternational ビル 1 階	3202-5061	(株)東急キッズベースキャンプ
東戸山小学校内	101	戸山 2-34-2 東戸山小学校内	3205-0363	(株)ポピンズエデュケア
大久保小学校内 ※	35	大久保 1-1-21 大久保小学校内	3209-0803	(株)ポピンズエデュケア
子ども総合センター内	65	新宿 7-3-29 子ども総合センター内	3232-8812	(株)テンダーラビングケアサービス
戸山小学校内	93	百人町 2-1-38 戸山小学校内	3204-8081	選定中
百人町	62	百人町 2-18-21 百人町児童館内	3368-2231	選定中
高田馬場第一	74	高田馬場 3-18-21 高田馬場第一児童館内	3362-1754	ライクキッズ(株)
高田馬場第二	50	高田馬場 1-4-17 高田馬場第二児童館内	3200-5028	(株)東急キッズベースキャンプ
戸塚第一小学校内	88	西早稲田 3-10-12 戸塚第一小学校内	3232-6020	(株)東急キッズベースキャンプ
戸塚第二小学校内	60	高田馬場 1-25-21 戸塚第二小学校内	3205-9616	(株)東急キッズベースキャンプ
落合第一小学校内	146	中落合 2-13-27 落合第一小学校内 中落合 2-7-24 中落合子ども家庭支援センター内	3565-0947	(株)ポピンズエデュケア
落合第四小学校内	113	下落合 2-9-34 落合第四小学校内	3565-0990	選定中
上落合	73	上落合 2-28-8 上落合児童館内	3360-1413	(株)ポピンズエデュケア
落合第五小学校内	50	上落合 3-1-6 落合第五小学校内	3227-2238	(株)東急キッズベースキャンプ
中井	20	中井 1-8-12 中井児童館内	3361-0075	(株)東急キッズベースキャンプ
西落合	130	西落合 1-31-24 西落合児童館内	3954-0771	選定中
柏木小学校内	106	北新宿 2-11-1 柏木小学校内 北新宿 2-3-7 北新宿第一児童館内	3369-5856	(株)テンダーラビングケアサービス
淀橋第四小学校内	80	北新宿 3-17-1 淀橋第四小学校内 北新宿 3-20-2 北新宿子ども家庭支援センター内	5330-1171	(株)ポピンズエデュケア
西新宿	85	西新宿 4-35-28 西新宿児童館内	3377-9353	ライクキッズ(株)

※　大久保小学校内学童クラブを他校生が利用する場合は、大久保小学校の放課後及び学校休業日のみとなります。

【　問い合わせ　】

各学童クラブ　または　子ども総合センター 子育て支援課 児童館運営係

所在地：新宿区新宿７－３－２９　電話：０３（５２７３）４５４４／ＦＡＸ：０３（３２３２）０６６６